

学校法人稲置学園 行動指針

学校法人稲置学園の役員、職員等が、学校法人に課せられた極めて公共性の高い使命と公的・社会的性格を認識するとともに、自覚と責任ある行動に留意し、公正な職務を執行するために、行動指針を定めます。

1. 有為な人材の育成

法人の建学の精神「誠実にして社会に役立つ人間の育成」に基づき、教育・研究、社会貢献活動に真摯に取り組み、社会発展のために積極的に貢献できる人材の育成に努めます。

2. 法令等の遵守

法令及び法人諸規程の遵守はもとより、社会規範に従い、高度な倫理性と崇高な良識をもって行動します。

3. 公正な研究活動

研究活動の実施及び研究成果の発表においては、研究倫理及び研究に係わる法令または指針を遵守し、誠実かつ公正・公平に行います。

4. 人権尊重

互いの人権及び人格を尊重し、いかなる差別、偏見及びハラスメントも許さず、安心して学習、研究、就業できる健全な環境を維持します。

5. ステークホルダーとの健全な関係の維持

ステークホルダー（すべての利害関係者）に対し、常に誠実な態度で接し、健全かつ公正・公平な関係を維持します。

6. 情報の公開

適正な情報の発信・公開に努め、法人に対する理解と信頼を確保します。

7. 情報の適切な管理

適切な情報セキュリティ対策を図るとともに、情報の取扱いには細心の注意を払い、機密保持や個人情報保護を徹底します。

8. 資産等の適正な管理

法人の教育研究活動が、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等によって支えられていることを認識するとともに、資産および資金の適正かつ効率的な使用・管理に努めます。

9. 社会貢献

法人の社会的使命及び公共的性格を十分に自覚し、社会の信頼に応え、教育研究の成果を積極的に社会に還元するよう努めます。

10. 環境への配慮

環境の保全や資源の保護に配慮した活動を推進し、持続可能な社会の実現に貢献します。